

研究活動及び競争的研究資金等の使用に関する行動規範

規程番号 793-06

令和 4年 4月 1日 学長策定

令和 5年 8月 1日 学長策定

羽衣国際大学大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、研究者の自由な研究活動を守るとともに、社会からの信頼と負託にこたえる使命を有している。そのため、本学における研究活動の健全な発展を促すとともに学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学が定める「羽衣学園・羽衣国際大学の経営倫理綱領」の下、また、日本学術会議の「科学者の行動規範」（平成25年1月25日改訂）に準拠し、本学において研究を行う者（以下「研究者」という。）、並びに研究活動支援及び競争的研究資金に携わる研究者以外の者（以下「その他構成員」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術について責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして学問・文化の向上と発展、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、学術研究を行うにあたり常に正直、誠実に判断し、行動する。自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を行う。

（研究活動）

- 3 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、法令や関係規則を遵守する。研究・調査等のデータの記録、保存、開示において厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用をはじめとするあらゆる不正行為をなさず、また加担しない。

（研究費の使用）

- 4 研究者は、競争的研究資金の原資が国民の税金であることを自覚し、これを適切に使用する義務のあること、書類による説明責任を負うことを認識し、資金の使用に関するルールを理解・遵守に努める。資金の使用に関する事実の隠ぺいや虚偽の報告、資金の目的外流用や着服などの不正行為を断じて行わない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織及び研究者コミュニティの研究環境の質的向上並びに不正行為抑止の教育啓発に積極的・継続的に取り組む。研究者並びにその他構成員は、定期的に研究倫理研修を受講し、研究倫理の知識を深めるとともに、研究に係るあらゆる不正行為を排除し、法令や規則、指針を遵守する意識を高めることを責務とする。

（研究対象などへの配慮）

- 6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報管理に細心の注意を払う。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。また、生命倫理を尊重し、全ての研究対象に対して十分に配慮を行う。

（差別の排除）

- 7 研究者は、研究・教育活動において、人種、民族、国籍、ジェンダー、セクシュアリティ、門地、社会的地位、思想・信条、宗教、心身の障がい等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。

(説明と公開)

- 8 研究者は、自ら携わる学術研究の成果を、その意義と役割とともに公開し、社会に対して積極的に説明する責任を有する。その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響について、正確で客観的な評価を伝えるよう心がけ、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 9 研究者は、自らの研究の成果が研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用されることも含めて人類の福祉を後退させる可能性もあることを認識し、研究の実績、成果の公表にあたっては社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(利益相反)

- 10 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する他者からの批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(研究を支援する者の責務)

- 12 その他構成員は、本規範の趣旨を十分に理解し、本規範に反する行為をなさず、また、本規範が遵守されるために研究環境整備に注力するとともに、競争的研究資金等に係る法令、関係規則を研究者に周知徹底し、それぞれの職務に応じて研究における公正の実現と不正防止のための研究環境の整備を行う責務を有する。

(本学の責務)

- 13 本学はこの行動規範を実効性のあるものとするため、以下のことを実施し、管理・統括する責務を有する。

- ① 研究倫理の向上のために必要な教育啓発の定期的な計画と実施
- ② 研究における公正の実現と不正の防止に必要な環境の整備
- ③ 研究におけるコンプライアンス確立のために必要な支援と監督
- ④ 研究者の不正行為に対する適切な対応

(改廃)

- 14 この行動規範の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が決定する。